

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場自動扉保守点検業務委託

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

瓜破斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、施工で製造、設置したものである。

今回、保守点検整備を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会社のみが熟知しており、部品交換等が生じた場合、部品等の入手は他社では実施不可能である。

また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

以上の理由からナブコドア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園） 電話番号 06-6630-3137

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 環境局 文書通送業務委託

2 契約の相手方

株式会社ロジクエスト

3 随意契約理由

本業務は、環境局の事務を円滑に進行するため環境局内で行っている文書通送業務を委託するものである。

環境局内には庁舎の異なる事業所が多数あり、これらの事業所等と文書の受渡しを行うにあたり、利便性等の面から通送業務は必要不可欠なものである。

今回、令和2年度 環境局 文書通送業務委託については、事後審査型制限付一般競争入札を執行したが、予定価格を上回ったため、最低入札価格を提示した業者と価格交渉を実施したが入札不調となった。

上記理由から、仕様書等を精査したうえで再度入札を実施する予定としているが、再度の入札により落札業者が決定するまでに時間を要するため、文書通送業務を行わない期間が生じた場合、必要な事務に遅延が生じ、円滑な業務の進行に支障をきたす可能性があることから、4月1日以降も継続して実施する必要があるため、契約の相手方が決定するまでの4月1日～6月30日の業務について、令和元年度に本業務を履行する株式会社ロジクエストと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課 (電話番号：06-6630-3113)

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度

西南環境事業センターほか2か所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

西南環境事業センター、西部環境事業センター及び南部環境事業センター一本館の空気調和用熱源機器は(株)日立製作所のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、(株)日立製作所の製品について専属でサービス及びメンテナンスをしている(株)日立ビルシステムだけである。

上記理由により(株)日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度

東北環境事業センターほか2か所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

川重冷熱工業(株) 西日本支社

3 随意契約理由

東北環境事業センター、中部環境事業センター出張所及び東部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は川重冷熱工業(株)のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、製造業者である川重冷熱工業(株)だけである。

上記理由により川重冷熱工業(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場受入槽・貯留槽等清掃業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の目的（第1条）「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、・・・その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。」の主旨に基づき、市町村は、下水道の普及進捗等に伴い、収集対象家屋が年々減少している実態に即し、し尿処理業務について適正な措置を講ずる必要がある。

同組合と契約することにより、地域内に28者ある、し尿等の収集運搬許可業者に対し、業務差が生じることなく、均等に機会をあたえることが可能となり、また処理業者の中には清掃作業に必要となる10t吸引車を所有していない許可業者も多く、複数業者の車両を調整しながら、適正に一括業務を行うことができる。

以上のことから、本業務である受入槽・貯留槽等の清掃作業には、し尿等の収集運搬許可業者での対応が適切かつ迅速であるため、大阪府衛生管理協同組合と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 大阪市廃蛍光灯管及び廃乾電池等の処理及び再資源化業務委託

2 契約の相手方

野村興産株式会社

3 随意契約理由

蛍光灯管や乾電池・水銀体温計等は、亜鉛・マンガンなどの金属類をはじめ、ガラスなどの資源が含まれており、資源の有効活用の観点から、それらを適正に処理し再資源化を図ることを目的として、平成13年10月より廃蛍光灯管・廃乾電池等の回収を開始した。

また、国においては、水銀に関する水俣条約の採択を踏まえ、平成27年6月に、水銀等の環境への排出を抑制し、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」を公布するなど、水銀添加廃棄物の適正な回収等に向けて取り組んでいる。

このことから現在、本市では、各環境事業センターの受付窓口及び区役所等に設置する回収ボックスにおいて廃蛍光灯管、廃乾電池及び水銀体温計を、各環境事業センターの受付窓口において水銀血圧計、水銀温度計を、電話等受付による訪問回収において蛍光灯管を、市民から回収している。回収された廃乾電池及び水銀添加廃製品は、各環境事業センターより再資源化処理施設に搬入している。

これらの品目を適正処理及び再資源化する能力を有し、尚且つ、各環境事業センターから当該品目を直接搬送するにあたり、本市内に受入・保管可能な施設を有している業者は、野村興産株式会社1社だけである。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記の者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課 (電話番号06-6630-3231)

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫）における再商品化業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

関西リサイクルシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、不法投棄された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で定める特定家庭用機器廃棄物のうち、再商品化が可能な冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を廃棄物処理法に基づき、家電リサイクルプラントへ直接搬入し、再商品化を行うものである。

また、不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の家電リサイクルプラントへの直接搬入は、環境省環境再生・資源循環室 総務課リサイクル推進室からの通知により、経済産業省を經由して、製造業者より指定引取場所や家電リサイクルプラントの管理を委託された管理会社より選定されることとなっており、選定された事業者のうち、関西リサイクルシステムズ株式会社は冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を再商品化することができる唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立斎場予約受付システムミドルウェア等更新作業委託

2 契約の相手方

都築電気株式会社

3 随意契約理由

大阪市立斎場予約受付システムは、都築電気株式会社が独自の仕様により設計開発したパッケージ製品であり、同社の手により本市仕様にカスタマイズしている。

上記のことから、システム構成の変更やミドルウェア等の更新時に、システムに不具合が発生した場合、所要の対応を行う必要があるため、他社ではパッチを当てることができない。

また、一貫した責任保障ができるのは都築電気株式会社以外にない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記の者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園）

電話番号 06-6630-3137

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度地中熱等導入促進事業調査業務委託

2 契約相手方

中央開発株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務では、大阪市域での帯水層蓄熱利用の普及に向けて、地盤環境に配慮した地下水の有効利用のあり方を検討し、現行の揚水規制の適正な緩和をめざすことを目的としている。

平成28年度に、公募型プロポーザル方式で上記業者を選定のうえ契約を締結し、平成28年度から平成30年度にかけて、有識者や環境省の担当課室からなる「大阪市域における地盤環境に配慮した地下水の有効利用に関する検討会議」を上記業者に運営させ、うめきた2期地区の実証データを活用し、地下水の有効利用のあり方について検討を行ってきた。

上記会議における検討内容を踏まえ、本市は、平成30年8月に、国家戦略特区による市域での地下水採取規制の緩和を求めた。その結果、特例措置が認められたが、その特例措置の要件の1つとして、本技術の導入場所において、事前に実証実験を行い地下水位などに著しい変化がないことを確認することが課されており、現在、市域への普及に向けて大きなハードルとなっている。

市域へのさらなる普及拡大を図るには、市域に適用可能な地下水利用に関する基準の検討を継続して行い、国へさらなる規制緩和を求めていく必要がある。

そのため、令和元年度から令和2年度にかけては、既に特例措置が認められたうめきた2期地区と同様の解析手法・考え方を用いて、より地盤条件の厳しいアミティ舞洲での実証実験のデータを活用し、地下水の有効利用のあり方についての検討を進めることとし、平成28年度から平成30年度にかけて実施した本調査業務委託に継続して実施しているところである。

令和元年度においては、アミティ舞洲における地盤データの検証、市域へのさらなる普及に向けた課題の抽出を行っており、令和2年度においても、引き続き、地盤データの収集・解析、周辺環境影響の評価・検証を行い、国にさらなる規制緩和を求めるため、大阪市域における地下水の有効利用に向けた新たな地盤環境管理手法や揚水規制のあり方について検討を進めていく必要がある。

よって、上記業者以外の者に履行させると事業の進め方や検討の方向性の保持において担保がとれず、事業目的の達成が困難となりかねないため、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策グループ）
（電話番号 06-6630-3479）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立斎場予約受付システムOS更新作業委託

2 契約の相手方

都築電気株式会社

3 随意契約理由

大阪市立斎場予約受付システムは、都築電気株式会社が独自の仕様により設計開発したパッケージ製品であり、同社の手により本市仕様にカスタマイズしている。

上記のことから、システム構成の変更やOSの更新時に、システムに不具合が発生した場合、所要の対応を行う必要があるため、他社では責任をもってプログラムをアップデートすることができない。

また、一貫した責任保障ができるのは都築電気株式会社以外にない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記の者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園）

電話番号 06-6630-3137